

穴水町狩猟免許取得支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、穴水町における野生鳥獣による農林業への被害の防止と、有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の養成を図るために、新たに狩猟免許を取得した者に対し予算の範囲内で助成金を交付するものである。

(交付対象者)

第2条 穴水町狩猟免許取得支援助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 穴水町に住所を有する者で、新たに狩猟免許を取得した者
- (2) 農林業被害防止のために、率先して有害鳥獣捕獲活動に協力できる者
- (3) 同一世帯内に町税等の滞納者がいない者

(助成の内容及び交付額)

第3条 助成の内容及び交付額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、穴水町狩猟免許取得支援助成金交付申請書（様式第1号）に必要とする書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は前条の申請があったとき、その内容を審査し、相当と認めるときは、穴水町狩猟免許取得支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、狩猟免許取得支援助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成の内容及び交付額について

狩猟免許の種類	助成額	助成対象
わな猟免許	1人13,000円 を上限とする。	免許取得に係る経費のうち次のものを対象とする。 (1) 事前講習用テキスト代 (2) 狩猟免許申請手数料 (3) 狩猟免許申請書に添付する医師の診断書発行にかかる費用 (4) 狩猟免許申請に必要な写真代